

注意

平成22年4月1日から9月30日までの間の 新築住宅引渡戸数が0件であっても、 基準日※における届出手続は必要です！

※第2回目の基準日は平成22年9月30日（届出手続期間：平成22年10月1日から10月21日）です。

● 基準日における届出手続が必要な事業者について

	法律施行 (H21.10.1)	第1回基準日 (H22.3.31)	第2回基準日 (H22.9.30)
事業者A	新築住宅引渡あり	新築住宅引渡なし	事業者B・事業者Cだけでなく、 事業者Aも第2回基準日における届出手続が必要 です
事業者B	新築住宅引渡あり	新築住宅引渡あり	
事業者C	新築住宅引渡なし	新築住宅引渡あり	

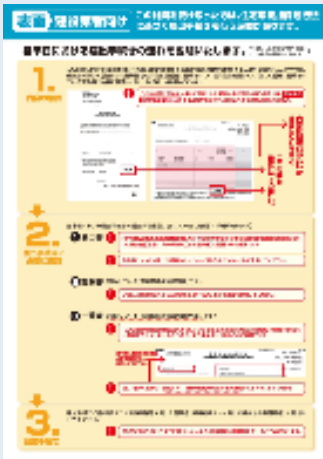
※ 住宅瑕疵担保履行法では、過去10年間に引き渡した新築住宅の累計件数を算定することが必要です。このため平成22年10月1日以降に新築住宅を引き渡した事業者は、その後に引き渡した新築住宅の戸数が0件であっても、継続して届出手続を行うことが必要です。（累計件数は許可・免許行政庁で算定します。）

● 保険契約を締結し引き渡した新築住宅の戸数が0件の方の場合の届出手続の方法

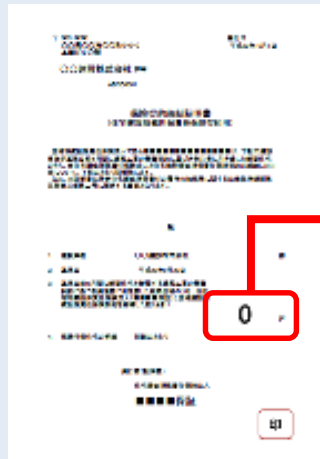
1 今回送付物・届出手続の準備

平成22年4月1日から9月30日までの間に保険契約を締結して引き渡した新築住宅の戸数が0件の事業者の方には、本封筒に本紙以外に、①届出手続の流れの説明資料（A4カラー両面印刷）、②保険契約締結証明書を封入しています。

※ 保険契約締結証明書【明細】は封入しておりませんのでご注意ください。



送付物① 届出手続の流れの説明資料



送付物② 保険契約締結証明書

平成22年4月1日から9月30日までの間の新築住宅引渡戸数が0件の事業者の方の場合、【0件】と記載しています。

戸数が違う場合には、保険契約締結証明書を再発行する必要があります。保険法人まで至急ご連絡下さい。

2 届出手続に必要な書類

基準日における届出手続に必要な書類は「届出書」のみです。届出書の記載方法は裏面をご覧ください。

※ 平成22年4月1日から9月30日の間に保険契約を締結し引き渡した新築住宅の戸数が0件の事業者であっても、その間に新築住宅を引き渡している場合は、保証金を供託するとともに、届出手続が必要となります。この場合の届出手続の方法については国土交通省ホームページをご覧ください。

3

届出書の作成

届出書は、建設業者と宅地建物取引業者それぞれ以下の書類となります。

①建設業者の方の場合

「住宅建設瑕疵担保保証金の供託および住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」（左上に「第一号様式<第五条関係>」と記載のある書類です。）

②宅地建物取引業者の方の場合

「住宅販売瑕疵担保保証金の供託および住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」（左上に「第七号様式<第十六条関係>」と記載のある書類です。）

届出書の様式については、国土交通省ホームページからダウンロードして入手して下さい。

第一号様式（第五条関係）

建設業者の方の場合は第一号様式
宅建業者の方の場合は第七号様式

(A4)

保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結
の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届け
出ます。

平成22年 10月 1日

記入する日付を記載

届出時の許可番号 ○○県知事(○)第○○○号

商号又は名称 ○○建設株式会社

郵便番号 〒000-0000

主たる事務所の所在地○○県○○市○○町0-0-0▲ビル○階

氏名（法人にあっては、代表者の氏名）○○○○ 印

電話番号 000-000-0000

ファクシミリ番号 000-000-0000

許可・免許行政庁

○○県 知事 殿

自社の情報を記載

記

1 基準日 平成22年 9月 30日

今回は平成22年9月30日
と記載して下さい。2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について
(すべて保険のため省略)

3 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅
のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこ
れに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数

空欄

合計戸数 0

「0」と記載

4 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅
の合計戸数
(略)

0

「0」と記載

※ 平成22年4月1日から9月30日の間に保険契約を締結し引き渡した新築住宅の戸数が0件の事業者であつても、その間に新築住宅を引き渡し、保証金を供託している事業者の場合の届出書の記載方法については、国土交通省HPをご覧ください。

4

届出書の提出

届出書を平成22年10月21日までに建設業許可を受けた行政庁（建設業者の場合）または宅地建物取引業免許を受けた行政庁（宅地建物取引業者の場合）に提出して下さい。